## 富山県農林水産試験研究評価実施要領運用基準

(平成22年6月7日策定)

## 第1 目的

本運用基準は、「富山県農林水産試験研究評価実施要領(以下「要領」という。)」 による試験研究評価を円滑に実施するため、その運用について定める。

## 第2 評価の対象課題の選定

要領第5第1項に定める評価対象課題について、以下のとおりとする。

- (1) 新規の試験研究課題については、原則として事前評価を行うものとする。 ただし、競争的研究資金等、審査・選定を受ける課題については、この限 りではない。
- (2) 定型的な検査課題及び継続的な調査課題については、評価対象から除外することができるのものとする。

## 第3 外部評価委員の選任

要領第7第2項第1号ウに定める利害関係ついては、以下のとおりとする。

- (1) 試験研究機関と委託契約又は共同研究契約を締結している試験研究課題 に係る研究分担者若しくは共同研究者。
- (2) 研究課題の評価結果が評価者の直接的な利益につながると見なされる者。 ただし、評価に影響を与えないと富山県農林水産技術会議が判断した場合は、 この限りではない。